

勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱

平成 31 年 1 月 16 日

告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、就農初期段階の経営が不安定な農業者に対して就農給付金(以下「給付金」という。)を給付することにより、農業経営の安定と定着を図ることを目的とし、その給付については、この告示の定めるところによる。

(給付要件等)

第 2 条 町は、以下のすべての要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

- (1) 勝浦町に住所を有し、独立・自営就農時の年齢が原則 65 歳未満であり、町内の園地において農業経営者となることに強い意欲を有していること。ただし独立・自営就農時の年齢が 60 歳以上である場合は、独立・自営就農する 3 年以内に U ターン又は I ターンにより勝浦町に住所を有していた者に限る。
- (2) 経営開始から 3 年以内であること。
- (3) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ア 新規に農産物を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - イ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理し確定申告を行うこと。
 - ウ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (4) 第 4 条第 1 項の経営開始計画(様式第 1 号)が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 独立・自営就農して 5 年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。原則として 3 年後までの所得目標を 150 万円、5 年後までの所得目標を 250 万円とすること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 勝浦町人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること。
- (6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。)に基づく給付等を受けていないこと。

(給付金額及び給付期間)

第 3 条 給付金の額は、給付期間 1 年につき 250 万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得で、給付金は除く。以下同じ。)を減じた額に 5 分の 3 を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)を給付し、前年の総所得が 100 万円に満たない場合は上限額を給付する。上限額は、給付開始 1 年目は 100 万円とし、給付開始 2 年目以降は 50 万円とする。

- 2 給付期間は最長3年間とする。
- 3 夫婦経営及び複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合については、給付対象外とする。
- 4 次に掲げるいずれかの事項に該当した場合は給付を停止する。
 - (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合。
 - (2) 農業経営を中止した場合。
 - (3) 農業経営を休止した場合。
 - (4) 第5条第1項の就農状況報告(様式第6号)を行わなかった場合。
 - (5) 第7条第5項の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと町が判断した場合。
 - (6) 給付対象者の前年の総所得(独立・自営就農後の所得に限り、給付金を除く。)が250万円以上であった場合(その後、250万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。)
- 5 次に掲げる要件に該当する場合、給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として町が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 第3条第4項第1号から第5号に掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間(当該要件に該当した月を含む。)の給付金を月単位(千円未満は切り捨て)で返還する。
 - (2) 虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還する。

(給付対象者の手続)

- 第4条 給付金の給付を受けようとする者は、経営開始計画(様式第1号)を作成し、町に承認申請する。
- 2 第4条第1項の承認を受けた者が、経営開始計画を変更する場合は、経営開始計画(様式第1号)を作成し、町に承認申請をする。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。
 - 3 第4条第1項の承認を受けた者は、給付申請書(様式第2号)を作成し、町に給付金の給付を申請する。給付の申請は1年ごとに行うことを基本とし、独立就農後1年を超えて申請した場合は、既に経過した年数分は給付の対象とはならない。ただし初年度については2回を基本とする。
 - 4 第4条第3項の申請を行った者が、経営開始計画の変更があり給付申請の内容に変更が生じる場合は、第4条第2項の申請をする。
 - 5 給付金の給付を受けた者(以下「給付金受給者」という。)は、給付金の受給を中止する場合は町に中止届(様式第3号)を提出する。
 - 6 給付金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は町に休止届(様式第4号)を提出する。
 - 7 第4条第6項の休止届を提出した給付金受給者が就農を再開する場合は経営再開届(様式第5号)を提出する。

(就農報告等)

第5条 給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後2年間、毎年7月末までにその直前の1年間の就農状況報告(様式第6号)を町に提出する。

2 給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後2年間に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更届(様式第7号)を町に提出する。

(返還免除)

第6条 給付金受給者は、第3条第5項の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(様式第8号)を町に申請する。

(町の手続等)

第7条 町は、給付金の給付を受けようとする者から経営開始計画の申請があった場合には、経営開始計画の内容について審査する。審査の結果、第2条の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で経営開始計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

2 町は、経営開始計画の変更申請があった場合は、第7条第1項の手続に準じて承認する。

3 給付金の給付申請を受けた町は、申請の内容が適当であると認めた場合は予算の範囲内で給付金を給付する。給付金の給付は1年ごとに行うことを基本とする。ただし初年度については2回を基本とする。

4 給付申請書の内容に変更があり、変更の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で変更した内容に基づき給付金を給付する。

5 就農状況報告を受けた町は、給付金を給付している期間、経営開始計画に即して計画的な就農ができていのかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行う。確認は以下の方法により行う。

(1) 面談による聞き取りにより経営開始計画達成に向けた取組状況を確認する。

(2) 圃場の視察により、耕作すべき農地が遊休化されていないか、農作物を適切に生産しているかを確認する。

(3) 作業日誌及び帳簿により収入状況を確認する。

6 町は、給付金受給者から中止届の提出があった場合、又は第3条第4項第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。ただし、第3号の事由を除く。

7 町は、給付金受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

8 町は、給付金受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

9 第3条第5項に該当した場合、町は、給付金受給者に給付金の返還を命ずる。

10 町は、給付金受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

第8条 町は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、給付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

2 町は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

経営開始計画

勝浦町長 殿

年 月 日

[申請者] 住 所
氏 名
電話番号
生年月日 年 月 日

勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき経営開始計画の承認を申請します。

1 農業を始めようと思った理由

--

2 経営に係る計画

経営開始時期	年 月		
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親元就農 { <input type="checkbox"/> 経営を継承 (<input type="checkbox"/> 全体を継承 <input type="checkbox"/> 一部を継承) 継承する経営での従事期間 年 月 <input type="checkbox"/> 新たな部門を設立		
経営内容※	作目 : _____ a 作目 : _____ a (その他 : _____)		
所得目標※	万円/年 経営面積* _____ a (合計)		
家族労働力	氏 名	年齢・続柄等	年間農業従事日数
雇用労働力	(人/日)		

※農業経営を開始して5年後の目標を記入

3 「人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	--	--

4 将来の経営ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

5 給付期間

年 月 ～ 年 月

6 過去の農業教育・研修等の経験

(1) 研修先の名称等

名 称		所 在 地	
専 攻・ 営農部門		研修期間	年 月～ 年 月

(2) 研修内容等

--

(3) 準備型給付期間

年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：経営を開始した時期を証明する書類（経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添4：農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し

別添5：通帳の写し

別添1

収支計画

			計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目
農 業 収 入	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
給 付 金							
収 入 計 ①							

		計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支 出 計 ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						
所得計 ①－②						

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

別添2

履歴書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齡	性別	電 話 番 号
氏 名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	
	印				

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

様式第2号

給付申請書

年 月 日

勝浦町長 殿

氏 名 印

勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき勝浦町新規就農者支援事業給付金の給付を申請します。

給付対象期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する給付金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
給付申請額	万円		

給付金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金			店・所			出張所						
	金 融 機 関 コ ー ド												
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金			口座 番号							
	郵便局		記号										
口座名義人		(ふりがな) 氏 名											

添付書類 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し
※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい

様式第3号

中止届

年 月 日

勝浦町長 殿

氏 名 印

勝浦町新規就農者支援事業給付金の受給を中止しますので、勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

様式第4号

休止届

年 月 日

勝浦町長 殿

氏 名 印

勝浦町新規就農者支援事業給付金の受給を休止しますので、勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

様式第5号

経営再開届

年 月 日

勝浦町長 殿

氏 名 印

勝浦町新規就農者支援事業給付金の受給を再開しますので、勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
給付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 6 号

就農状況報告(年目 年 月～ 月)

年 月 日

勝浦町長 殿

氏名 印

勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 就農時期

	既に就農している	年 月 日就農
--	----------	---------

2. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等		
合 計				
家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等	年間農業従事日数
雇用労働力		(人／日)		

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

4. 前年の所得

	万円
--	----

5. 計画達成に向けた今後の課題

添付書類（受給期間のみ添付する。）

別添 1：作業日誌の写し

別添 2：決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

別添 3：通帳及び帳簿の写し

別添 4：農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し

※ 2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することができる。

別添1

作業日誌

	作業内容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
		合計

別添2

決算書

			計 画 a	実 績 b	計画／実績 b／a
農 業 収 入	〇〇（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
	給付金				
	収入計 ①（給付金を除く）				

			計 画 a	実 績 b	計画／実績 b／a
農 業 経 営 費	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計 ②					
【参考】設備投資（内容、金額）					
農業所得計 ③ = ① - ②					
農外所得 ④				所得合計③+④	

様式第7号

住所変更届

年 月 日

勝浦町長 殿

氏 名 印

勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき住所変更届を提出します。

変更前	住所 電話番号
変更後	住所 電話番号

様式第8号

返還免除申請書

年 月 日

勝浦町長 殿

氏 名 印

勝浦町新規就農者支援事業給付金給付要綱の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--